

# 藤沢市スマホ何でも相談窓口運営支援等業務委託公募型プロポーザル実施要領

## 1 目的

本要領は、藤沢市スマホ何でも相談窓口運営支援等業務委託公募型プロポーザルを実施するにあたり必要な事項を定める。

## 2 事業者の選考

事業の実施にあたり、広く民間事業者のノウハウや知識、アイデア及び経験等を活用するため、企画提案（プロポーザル）方式により受託事業者の募集を行い、応募のあった事業者による提案内容を総合的に審査して、受託事業者を選考する。

## 3 委託業務の概要

### (1) 委託業務の名称

藤沢市スマホ何でも相談窓口運営支援等業務委託

### (2) 業務の内容

藤沢市スマホ何でも相談窓口運営支援等業務委託仕様書（別紙1）のとおり

### (3) 委託契約期間

契約締結日から2024年（令和6年）3月31日まで

### (4) 委託料の上限額

5,478,000円（令和5年度予算、消費税及び地方消費税を含む）。

### (5) 支払条件

業務完了払い

## 4 発注者及び提案募集事務局

### (1) 発注者 藤沢市長 鈴木 恒夫

### (2) 提案募集事務局

藤沢市 企画政策部 デジタル推進室 スマートシティ・ロボット担当

〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 本庁舎5階

電話：0466（50）8261

メールアドレス：fj1-dxs@city.fujisawa.lg.jp

## 5 参加資格

募集開始日から契約締結日までの全期間に渡って、次の各号に掲げる要件を全て満たす事業者とする。

- (1) 「かながわ電子入札共同システム」による令和3・4年度競争入札参加資格名簿に登載されており、令和5・6年度競争入札参加資格の認定を受ける見込みがある事業者であり、募集開始日以後に藤沢市競争入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止を受けている期間がないこと。ただし、この要件を満たせない場合（指名停止による場合を除く。）は、参加申込書の提出の際に、次に掲げる書類の提出をすることで、参加を認める。なお、書類の提出がない場合、又は書類

に不足がある場合は、参加を認めない。

ア 業務委託等契約締結者調査票（別紙２）

- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第３条又は第４条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人、その他の使用人又は入札代理人として使用していない事業者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当する事業者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている事業者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている事業者でないこと等、経営状態が著しく不健全である事業者でないこと。ただし、会社更生法にあっては、更正手続き開始の決定、民事再生法にあっては、再生手続き開始の決定を受けている事業者を除く。
- (5) 納付すべき国税及び地方税に滞納がないこと。

## 6 スケジュール

事業者選定までの事務手順は、次のとおりとする。なお、プレゼンテーション・ヒアリング実施日等の日程が都合により変更となる場合は、提案募集事務局から提案事業者に連絡することとする。

1	公募期間	２０２３年（令和５年）３月２４日（金）から ２０２３年（令和５年）４月７日（金）まで
2	仕様書等への質問期間	２０２３年（令和５年）３月２４日（金）から ２０２３年（令和５年）４月７日（金）まで
3	参加申込書等、質問書提出の締切	２０２３年（令和５年）４月７日（金）（必着）
4	質問に対する回答	２０２３年（令和５年）４月１２日（水）までに 市公式ホームページ上で回答
5	企画提案書等の提出	２０２３年（令和５年）４月２４日（月）（必着）
6	企画提案のプレゼンテーションの実施	２０２３年（令和５年）４月２８日（金）を予定 ※当市が申込者に指定する時刻から概ね３０分間
7	選考結果の通知	２０２３年（令和５年）５月２日（火）を予定

## 7 参加手続き

本事業に参加を希望される方は、「５ 参加資格」を確認の上、次のとおり提出すること。

- (1) 提出書類

- ア 参加申込書（様式1）：1部
- イ 団体概要書、会社案内等：1部
- ウ 登記簿謄本（参加申込書提出日前3か月以内に取得したもの）：1部
- エ 次に掲げる納税証明書（滞納等の記録がないもので、参加申込書提出日前3か月以内に発行されたもの。なお、税目が該当していても、その税額が0円又は課税されない場合は、その旨がわかる証明書を必要とする。）：1部
  - (ア) 市内に事業所がある場合
    - a 法人税、消費税及び地方消費税  
納税証明書、若しくは、未納のないことの証明（納税証明その3の3）
    - b 法人市民税及び固定資産税  
納税証明書（固定資産がない場合は、無資産証明）
  - (イ) 市内に事業所がない場合
    - a 法人税、消費税及び地方消費税  
納税証明書、若しくは、未納のないことの証明（納税証明その3の3）

## (2) 提出書類の提出場所及び方法

### ア 受付期間

2023年（令和5年）3月24日（金）から2023年（令和5年）4月7日（金）まで（持参の場合、平日の正午から午後1時までを除く午前9時から午後5時まで。ただし、土日祝日を除く。）。

### イ 提出方法及び提出先

提案募集事務局へ持参または郵送（受付期間内必着。特定記録郵便、簡易書留、書留のいずれかの方法に限る）により提出すること。持参の場合は提出予定日の前開庁日の午後5時までに、提案事務局に提出時間を連絡すること。郵送の場合は発送後に提案募集事務局へ電話又はメールで連絡すること。

## 8 質疑

本プロポーザルに関する質疑がある場合には、質問書（様式2）を提出すること。

### (1) 受付期間

2023年（令和5年）3月24日（金）から2023年（令和5年）4月7日（金）まで。

### (2) 提出方法及び提出先

提案募集事務局へ電子メールにより提出。メールのタイトルを「プロポーザル質問書（スマホ何でも相談窓口）」とし、送信後に提案募集事務局へ電話で連絡すること。

### (3) 質問への回答

2023年（令和5年）4月12日（水）までに市公式ホームページ上で回答する。なお、回答に対する再質問は受け付けない。

## 9 企画提案書等の提出

## (1) 提出書類

- ア 企画提案書：原本1部、写し7部  
企画提案書作成要領（別紙3）に基づき作成したもの。
- イ 業務責任者及び担当者届出書（様式3）：原本1部、写し7部
- ウ 見積書（様式4）：原本1部、写し7部
- エ 受託実績報告書（様式5）：原本1部、写し7部

## (2) 提出書類の提出場所及び方法

### ア 提出期限

2023年（令和5年）4月24日（月）必着（持参の場合、平日の正午から午後1時までを除く午前9時から午後5時まで。ただし、土日祝日を除く。）。

### イ 提出方法及び提出先

提案募集事務局へ持参または郵送（受付期間内必着。特定記録郵便、簡易書留、書留のいずれかの方法に限る）により提出すること。持参の場合は提出予定日の前開庁日の午後5時までに、提案事務局に提出時間を連絡すること。郵送の場合は発送後に提案募集事務局へ電話又はメールで連絡すること。

## 10 プレゼンテーション及びヒアリング

プレゼンテーション及びヒアリングについては、次のとおりとする。なお、提案書提出者が5者以上の場合は、書類審査による「業務遂行能力」及び「見積額」の審査項目に基づく評価により上位4者のみプレゼンテーション・ヒアリングを実施できるものとする。ただし、同点の場合は、「業務遂行能力」の点数が高い申込事業者を選出するものとする。プレゼンテーション・ヒアリング実施の可否については、事務局から申込事業者全てに対し、2023年（令和5年）4月27日（木）までに電子メール及び電話にて連絡をする。なお、上位4者に選出されなかった提出者に対しては、別途選定結果通知書を発送する。

### (1) 実施日時

2023年（令和5年）4月28日（金）を予定

（市が申込事業者ごとに指定した時刻から概ね30分間とする。）

※ 実施時間については、企画提案書の提出後、申込事業者に連絡する。

### (2) 実施場所

藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所本庁舎会議室（予定）

### (3) 時間配分

各事業者概ね30分間（プレゼンテーション20分以内、ヒアリング10分程度とし、準備時間は含まない）とする。

※会社説明等はプレゼンテーションの時間中に実施すること。

※プレゼンテーション・ヒアリング審査当日は、原則として本業務の業務責任者によるプレゼンテーションを実施すること。また、出席者は、業務責任者を含め、最大5人までとする。

※プロジェクター（パソコン出力は、HDMI端子のみ可）、スクリーン、電源は、市が用意し、その他に必要なものがある場合には、申込事業者が用意すること。

#### (4) 留意事項

ア プレゼンテーション・ヒアリング時にスクリーンに投影可能な資料は、提出された企画提案資料のみとする。

イ プレゼンテーション・ヒアリング実施日当日の資料の追加・変更は認めない。

#### 1.1 選定方法

##### (1) 事業者の選考・審査方法

提案募集事務局が申込事業者の提出資料に基づき、書類審査を行い、点数化する。なお、書類審査については「業務遂行能力」及び「見積額」の審査項目に基づき実施する。その上で藤沢市スマホ何でも相談窓口運営支援等業務実施事業者選考委員が、「企画提案力」の審査項目に基づき、提出された企画提案書等の内容及びプレゼンテーション・ヒアリング等について審査し点数化する。それぞれの審査項目の合計点が最も高い事業者を優先交渉事業者とし、合計点が2番目に高い事業者を第2位優先交渉事業者とする。評価結果において、同点の場合が生じたときは、「企画提案力」の審査項目の合計点が高い事業者を優先交渉事業者とする。なおも同点の場合は、「業務遂行能力」が高い事業者を優先交渉事業者と決定する。

なお、申込事業者が1者だった場合は、市が設定する基準点（全審査項目の合計点の6割）を超えていれば、当該申込事業者を優先交渉事業者とする。

※評価点は、事業者ごとに優先交渉事業者及び第2位優先交渉事業者の合計点のみを公開とする。

##### (2) 審査基準及び審査項目

###### ア 審査基準

企画提案書の記載内容及びプレゼンテーションについて、各評価項目に基づき審査し、上記(1)に基づき総合的に判断して優先交渉事業者を選定する。

イ 選考にかかる評価項目及び評価のポイントは、別紙「評価基準」のとおり。

##### (3) 事業者選考結果通知

最終選考結果については、参加申込書記載の所在地に、2023年（令和5年）5月2日（火）（予定）までに文書で発送する。

#### 1.2 契約の締結について

優先交渉事業者との協議の後、藤沢市スマホ何でも相談窓口運営支援等業務委託に関わる契約を市と締結するものとする。

##### (1) 業務委託期間

契約締結日から2024年（令和6年）3月31日まで。

##### (2) 仕様の決定

仕様は、選考結果通知後、市と優先交渉事業者と協議の上で決定することとする。なお、仕様内容の調整が不調となった場合には、第2位優先交渉事業者と調整を行うこととする。

### 1.3 提案の無効に関する事項

次の各号に該当するときは、その事業者の提案は無効とする。

- (1) 提出物に虚偽の記載があるとき
- (2) 優先交渉事業者の選考時点において、本実施要領の「5 参加資格」に掲げる資格のない事業者が提案したとき
- (3) 本実施要領の「3 委託業務の概要」の「(4) 委託料の上限額」を超える提案をしたとき
- (4) 必要書類の提出方法、提出先、受付期間に適合しないもの
- (5) 複数の企画提案書を作成し、提案したとき
- (6) 提案に関して、談合等の不正行為があったとき
- (7) その他、市が指示した事項及び本提案に関する条件に違反していることが判明したとき

### 1.4 その他

- (1) この事業に応募するために掛かる費用は、すべて事業者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書類等は、選考結果に関わらず返却しない。
- (3) 提案募集に参加する事業者は、優先交渉事業者決定後において、この実施要領等の内容について、不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てないこととする。
- (4) 提出された提案書の著作権は、提案の採否に関わらず、提案書を提出した事業者に帰属する。ただし、市が公表等にあたり、修正等が必要と判断した場合には、市は、無償で使用及び修正できるものとし、あわせて、提案書を提出した事業者は、著作者人格権を主張しないものとする。なお、提出書類は、本業務以外の目的で使用することはないが、提案書は、「藤沢市情報公開条例」に基づき情報公開の対象となるため、提出される書類において、法人に関する情報に該当するものには、その旨を明記し、該当する部分を明らかにすること。
- (5) 参加申込書を提出した後、参加を取り下げの場合は、辞退届を任意書式で提出するものとする。

以 上